

ひとり親家庭医療費助成制度について

ひとり親家庭の「児童と父」「児童と母」「児童と養育者」が、健康保険証を使って診療（保険診療に限る）を受けたとき、医療機関に支払う自己負担分の一部を助成する制度です。

☆ 助成の対象者

18歳に達する日以後に最初に迎える3月31日までにある下記のいずれかに該当する「児童と父」「児童と母」「児童と養育者」（児童扶養手当の所得要件を満たしている人）

- ① 父母が婚姻を解消した
- ② 父または母が死亡した
- ③ 父または母が一定程度の障害状態にある
- ④ 父または母の生死が明らかでない
- ⑤ 父または母が引き続き1年以上遺棄している
- ⑥ 父または母が引き続き1年以上拘禁されている
- ⑦ 母が婚姻によらないで懐胎した
- ⑧ 父母が死亡した
- ⑨ 裁判所から配偶者暴力等（DV）に関する保護命令を出されたDV被害者

☆ 助成の内容と方法

- ◎ 内容 通院（訪問看護を含む）および入院（食事療養費を含まない）にかかった医療費（保険診療に限る）
- ◎ 方法 大阪府内の医療機関にかかるとき、健康保険証とともにひとり親家庭医療証を提示すれば、一部自己負担金のみで受診できます。

※ 大阪府外で診療を受けるときは、『ひとり親家庭医療証』は使えません。
いったん自己負担額を支払って、保険診療点数、診療年月日、受診者名の記載された領収書を医療機関から受け取り、後日、健康保険証・領収書・振込先のわかるものを持参し、住民課へ請求してください。

☆ 一部自己負担金

1医療機関あたり入院・通院とも1日につき各500円を限度に1ヶ月2日までです。

☆ 医療証の交付手続き

申請により『ひとり親家庭医療証』を交付しますので、下記のものを持参のうえ申請してください。

・健康保険証・児童扶養手当証書（児童扶養手当を受けていない人は、お問い合わせください。）

☆ ひとり親家庭医療証交付前の診療について

医療証交付前に受けられた診療は下記の要件を満たしていれば、請求することができます。（請求方法は大阪府外で診療を受けるときと同じです。）

- 医療証交付の（仮）申請受付日以降の診療であること
- 受診時において対象者の条件を満たしていること
- 健康保険で診療を受けたものであること

☆ 一部自己負担金の軽減について

医療証を提示して医療機関に支払った一部自己負担金の1ヶ月の合計が、一人あたり『2,500円』を超えた場合は、お返しします。

令和2年2月診療分から、窓口で申請する償還払いから事前登録した口座に自動償還する方法に変わっています。

令和2年1月診療までの申請には、1ヶ月の間に支払った一部自己負担金のわかる領収書・健康保険証・ひとり親家庭医療証・振込先のわかるものが必要です。

※ 領収書がない場合はお返しできません。

☆ 府外受診、医療証交付前受診、一部自己負担金の軽減は、受診から2年経過すると請求できなくなりますので、ご注意ください。

【お問い合わせ先】

千早赤阪村住民課

TEL 72-0081